

令和7年度インターンシップ導入促進支援事業 実施要領

令和7年3月19日
(公社)全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による就業体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2. 助成対象者

地方ト協会員事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

3. 予算額

1,500万円

4. 助成対象

会員事業者が、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からの依頼によりインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものに助成する。

ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

(1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。

(2) トラック運送事業の理解を深めることを目的としたインターンシッププログラムであり次の内容を含むものであること。

①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。

②乗務体験（学校側からの要請又は社内規定で乗務体験を含まない場合を除く）

(3) インターンシップのプログラムの内容が別に定める要件を満たすものであること。

5. 助成額

(1) インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円

(2) インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円

(3) インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

※但し、上記受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。

6. 事業の申請

事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、期日までに「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」を地方ト協に提出しなければならない。

7. 実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日までに実施した事業とし、「実績報告書」を令和8年3月9日までに全ト協へ提出する。

8. 交付要綱

「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」のとおり

以上